

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年9月26日

奈良県監査委員	内	野	正	博
同	森	田	康	文
同	和	田	恵	治
同	藤	野	良	次

令和3 監査年度 第2 回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>医療政策局</p> <p>地域医療連携課</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金について、令和2年度において、交付事務等に係る不適切な事務処理により交付額が過大となっていた事例が3件（過大となっていた交付額合計 5,345,000円）認められた。その態様の内訳は、一部の事業費について他の補助金と重複して交付していた事例が1件、補助対象外経費が含まれた実績報告書を基に精算し過大に交付していた事例が1件、交付申請者が誤って2回の交付申請を行ったことにより、2回の概算払いを行った事例が1件である。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて</p> <p>令和2年度の医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る補助金について、補助事業等の内容の変更がある場合は、軽微な変更を除き、補助事業者は変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、変更承認の手続を行っていない事例が1件（交付額 1,000,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則等に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程をチェックするリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、申請時と実績報告時の内容を確認する、チェック項目一覧を作成するなど、変更承認が必要な案件を確認出来る体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>健康推進課</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度の用品センター調達物品等は、経費の性質が消耗品の購入代金であることから、予算科目を需用費その他で支出すべきで</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出するよう各職員に徹底する。用品センター調達物品については、</p>

			<p>あったのに、需用費食糧費で支出していた事例が1件（契約額 13,698円）認められた。令和3年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>扶助費の誤払いについて</p> <p>令和2年度の扶助費について、助成対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件（誤払額 375,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>事前の照会で回答した支出事業科目を支出時に変更することができないため、照会文書への回答についても、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化する。</p> <p>奈良県会計規則、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、データ入力時に一定の条件でポップアップが表示されるよう設定を行う等、注意喚起に努める。また、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化し、扶助費の適正な執行と再発防止に努める。</p>
--	--	--	---	---

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>消防学校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車3台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>道路運送車両法、総務部長通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施するとともに、定期点検時期を計画表に組み入れ複数人でチェックできるようにする。</p>
<p>総 務 部</p> <p>自動車税事務所</p>	<p>令和4年 1月25日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 604,450円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理する。また、複数でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>文化・教育・くらし創造部</p> <p>文化会館</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を</p>

		<p>約額合計 1,158,672円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>橿原文化会館</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 91,850円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和3年 12月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が63件(契約額等合計 67,450,052円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が18件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が35件、③3か月以上の事例が10件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>約は確定しないものとされているが、上記のうち50件（契約額合計 58,009,374円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>所属長から出納員（総務課長、総務係長）に対し関係法令や規則等の遵守を徹底するよう指示をするとともに、総務課長から係員に対し適正な事務処理を行うよう指示を行った。今後も引き続き、不適切な事務処理がないよう努める。</p>
万葉文化館	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 157,696円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
民俗博物館	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 104,907</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に複数職員で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>野外活動センター</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和2年度末の郵便切手の保有残高は、65,129円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件(契約額合計 427,320円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、</p>	<p>郵便切手の購入時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、切手をこまめに購入し1回ごとの購入額を小さくするなど、切手の保有を必要最小限にするよう努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>所有する公用車の定期点検日及び車検日の予定を計画表に組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。今後は、道路運送車両法に基づき、適正な公用車の管理に努める。</p>

		同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
樫原公苑	令和4年 1月20日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	年及び月単位の計画表へ定期点検の予定を組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。 今後は、道路運送車両法に基づき、定期点検整備を行い、適正な公用車の管理に努める。
食品衛生検査所	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 437,382円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、備品購入契約締結について、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備し、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど適正な事務処理に努める。
消費生活センター	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 340,670円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める

		(指摘事項)	
		<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、道路運送車両法に基づき、定期点検整備を行い、適正な公用車の管理に努める。なお、年及び月単位の計画表へ定期点検の予定を組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。</p>
こども・女性局			
中央こども家庭相談センター	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額46,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成してチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部			
吉野保健所 (内吉野保健所を含む。)	令和4年 1月20日	<p>役務費の誤払いについて</p> <p>令和2年度の役務費について、金額を誤って支出した事例が1件(契約額21,558円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において複数の職員によるチェック体制を整備することで、実効性のある内部統制の整備に取り組む。また、当該事務の誤りを所内全職員に周知し注意喚起を行うことで再発防止に努めている。</p>
中和福祉事務所	令和4年 1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p>	

		<p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>令和3年度は4月(1台)、6月(3台)、7月(1台)、1月(1台)、2月(1台)に、道路運送車両法に基づく定期点検整備を実施した(他1台は令和4年4月に実施した)。</p> <p>今後においては、定期点検及び車検スケジュール表の作成、複数人数による定期点検時期の確認を徹底し、道路運送車両法に則り、適切に公用車の定期点検整備を実施する。</p>
視覚障害者福祉センター	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 22,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件や契約時期等一覧を作成、共有することで進捗状況を的確に管理するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
医療政策局			
薬事研究センター	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 11,495円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各決裁段階でのチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
産業・観光・雇用振興部			

<p>高等技術専門 校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出科目の誤りについて 令和2年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が3件（契約額合計 37,350円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件（保険料合計 36,600円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p>	<p>今後は、奈良県予算規則等を遵守し、複数の職員で経費の性質を確認するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な予算科目で支出する。</p> <p>今後は、公用車の自賠責保険料について「前金払い」にするとともに、車検受検時及びその他保険料の支出時には決裁過程において複数の職員で確認を行うなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>食と農の振興部 南部農林振興 事務所</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 87,188,530円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契</p>	<p>今後もより一層、すべての職員に対し奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知徹底を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 87,072,700円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>なら食と農の 魅力創造国際 大学校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 960,080円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>校内共通の備品購入における進捗管理シートを作成し、担当職員だけでなく全職員が情報共有できるよう見える化を図り、支出負担行為の遅延防止に取り組む。また、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知をし、適正な会計事務の執行に努める。</p> <p>次回の定期点検実施日等を記載した公用車管理シートに基づき、担当職員が自身のスケジュールだけでなく、校内のスケジュールにも予定を入れる。また、車内にも次回の定期点検実施日が分かるようシール等を貼り、点検未実施を防ぐ。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>奈良土木事務所</p>	<p>令和4年 1月17日</p>	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条</p>	<p>調定及び納入通知の遅延を</p>

例に基づき徴収する令和2年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、調定及び納入の通知を本来納期限とすべき日が経過した後（最長で10か月経過）に調定及び納入の通知を行っていた事例が27件（調定額合計282,890円）認められた。

今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が75件（契約額合計495,153,565円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が52件、③3か月以上の事例が18件（うち最長のものは8か月以上）となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち65件（契約額合計493,508,240円）認められた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁

防ぎ計画的な処理を行うため、二会計年度以上にわたるものについてリストを作成し確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。

今後は、事前に案件をリストアップし、決裁過程において確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
郡山土木事務所	令和4年 1月25日	<p>道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度道路占用料及び、奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する平成29年度から令和2年度の河川占用料について、調定が遅延し、納入の通知が納期限よりも遅延していた事例が道路占用料で2件(調定額合計 17,338,960円)、河川占用料で12件(調定額合計 318,680円)認められた。遅延の態様の内訳は、道路占用料で1か月以上3か月未満の遅延の事例が2件、河川占用料で3か月以上の遅延の事例が12件(最長で3年11か月経過)となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 40,791,277円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県流水占用料等に関する条例に基づき、占用料の調定事務等の適正な執行に努めるとともに、占用継続案件については早期に事務手続きを開始し、処理状況を複数職員により確認する等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、事業の進捗状況を管理する執行台帳の利用により、事業担当及び契約担当の連絡体制を構築するなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 29,609,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 4,537,185円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
高田土木事務所	令和4年 1月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 20,410,130円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 7,609,580円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 12,800,550円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p>	<p>支出負担行為遅延の改善を図るため、「進捗管理シート」を活用し、支出負担行為について、複数のチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>	

		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>中和土木事務所</p>	<p>令和4年 1月13日</p>	<p>河川占用料の誤徴収について 令和元年度及び令和2年度の河川占用料において、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が2件(調定額合計45,210円)認められた。 今後は、河川法、奈良県流水占用料等に関する条例及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が88件(契約額合計553,624,122円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が18件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が68件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のもの4か月以上)となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち、80件(契約額合計510,352,468円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を</p>	<p>今後、改修工事等に伴い管理区域の変更が生じる案件については、変更時においても、他に影響がないかを関係機関に確認し、複数人による入念な確認を行い、また各決裁過程でのチェックを強化し、適正な事務処理の執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今後は、事前に案件をリストアップし、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認と事業執行におけるスケジュール管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち7件(契約額合計 23,254,038円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
宇陀土木事務所	令和3年 12月22日	<p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>令和2年度の舗装補修材の購入契約1件(予定価格 1,760,000円)において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額160万円を超えているのに、誤って随意契約により契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 17,931,197円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が6件、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>今後は、決裁過程において予定価格の確認を徹底するなど、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、職員に対して奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間の情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

			<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 17,778,641円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	
吉野土木事務所	令和3年 12月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が111件（契約額合計 1,053,256,434円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が96件、③3か月以上の事例が11件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち81件（契約額合計 801,501,490円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち8件（契約額合計 32,210,958円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>遅延の改善を図るため、土木事務所独自の進捗管理シートを作成し、各課で確認できる体制を整えている。</p> <p>随意契約については、各担当係が進捗管理シートに、工期・設計書決裁日・契約日・負担行為作成日等を入力することで、事務所の進捗状況を一元管理するとともに、各職員が現在の状況を認識できるようにした。また、毎週開催する選定審査会の際に管理職員で進捗状況を確認し、遅延のある案件について認識するとともに、担当職員に注意喚起を行える体制を整えた。</p> <p>入札契約については、庶務工事課内で支出負担行為の作成状況について情報共有し、遅延防止に努めている。</p> <p>今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めていきたい。</p>	

		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>五條土木事務所</p>	<p>令和4年 1月12日</p>	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が48件(調定額合計 10,219,290円)認められた。遅延の様態の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が8件、②3か月以上の事例が40件(最長で10か月経過)となっていた。また、上記のうち27件では、調定すべき日を誤っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>調定事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度の道路占用料について、本来納入義務者が負担すべきであるのに、職員が令和3年2月に、私費で納入していた事例が2件(調定額合計 750円)認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅</p>	<p>道路占用に係る電子データの管理方法を見直し事務の効率化を図ることで、余裕をもった事務処理期間を確保し調定事務に早期着手する。以上により奈良県道路占用料に関する条例に基づいた適正な事務処理を行う。</p> <p>調定事務において、事務起案者、納入通知書発行施行者、未納案件確認者の各担当者を分けることにより複数人でのチェック体制をとり、再発防止に努める。</p> <p>進捗管理シートを元に各職員が情報共有を行えるよう所内で進捗状況を見える化しているところ。特に遅延の大半を占める随意契約については管理職が定期的に各課作成の遅延管理防止シートを確認することで遅延防止を図り、奈</p>

延して支出負担行為を行っていた事例が63件(契約額合計589,285,594円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が45件、③3か月以上の事例が13件(うち最長のものは11か月以上)となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち53件(契約額合計422,202,971円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

公用車の使用中の事故による損傷について

公用車の使用中の事故による損傷(県側損害額合計290,070円、県側過失割合100%のもの3件)が認められた。

公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。

(注意事項)

内部統制の強化・充実について

前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。

事務の執行に当たっては、関係

良県会計規則、奈良県契約規則等に基づく契約事務の適正な執行に努める。

職員の公用車使用時の安全運転意識の向上を図るため、事故を起こした職員には再発防止に向けての注意指導を行うとともに、その他の職員にも事故事例の所内周知による注意喚起を行うなどしているところであり、交通規則の遵守及び車両の適切な使用に努める。

全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。

		法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
へりポート管理事務所	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 220,979円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
地域デザイン推進局			
奈良公園事務所	令和3年 12月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が6件(契約額合計 1,611,577円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制の強化を図る。
教育委員会			
平城高等学校	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納	今後は、支出負担行為の事務等について、複数の担当者による書類確認により支出負担行為を行う時期等のスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規

		<p>品後に行っていた事例が3件(契約額合計 289,190円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p>
登美ヶ丘高等学校	令和4年 1月20日	<p>雇用保険料の調定事務の誤りについて</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき徴収する一般保険料について、令和2年度分の雇用保険料労働者負担分の算定を誤ったため、徴収過大となっていたものが5件(徴収過大額合計 28,700円)認められた。</p> <p>今後は、同法に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 516,945円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、②業務完了前であるが、支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、複数担当者で保険料の検算を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
法隆寺国際高	令和4年	<p>支出負担行為及び契約書の作成の</p>	

<p>等学校</p>	<p>1月20日</p>	<p>遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 426,949円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件(契約額合計 392,480円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>西和清陵高等学校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 31,900円)認められた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、備品の発注までに当該備品に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
添上高等学校	令和4年 1月20日	<p>物品の不適切な分割発注について 令和2年度の工場扇10台の購入(合計59,180円)において、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1により公募型見積合わせをすると時間を要するとして、見積合わせを省略できる5万円未満の金額になるように、2件に分割して発注し購入していた。 今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な発注事務を行うとともに、購入すべき時期を的確に把握して、計画的に発注するよう対応を行い、適正な執行と再発防止に努める。</p>
二階堂高等学校	令和4年 1月20日	<p>需用費の二重払いについて 令和2年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件(支出合計額312,764円)認められた。支払先からの指摘により誤りに気づき、所定の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>需用費及び役務費の支払い先誤りについて 令和2年度の需用費及び役務費について、相手方を誤って支出した事例が3件(支出額合計328,042円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>委託料の過払いについて 令和2年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件(過払額16,324円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程における複数の職員による書類確認等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程における複数の職員による書類確認等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>磯城野高等学校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計2,160,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが、支出負担行為を1か月以上遅延していた事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記2件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち1件(契約額995,500円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施され</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>公用車の6か月ごとの定期点検整備については、点検業者と連絡を取り、1台については毎年度4月及び10月頃、もう一台については、毎年度7月及び1月頃に実施する予定としている。</p> <p>今後は、進捗管理シートを作成し複数人の職員が確認するなどチェック体制の強化を図る。</p>
----------------	-----------------------	---	---

		たい。(注意事項)	
畝傍高等学校 (かぐやま寮を含む。)	令和4年 1月20日	通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が5件(過支給額合計32,390円)認められた。いずれも交通機関を利用する者のバス利用額の認定を誤った事例であった。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、複数の担当者による検算や書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。
奈良情報商業高等学校	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額355,300円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
王寺工業高等学校	令和3年 12月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が21件(契約額合計13,967,663円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額合計11,427,790円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約内容、契約時期を一覧できる「進捗管理シート」を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務執行に努める。

		<p>していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>工事請負契約における不適切な分割発注について</p> <p>令和2年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が2件(契約額合計4,492,400円)認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、地方自治法施行令及び奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>随意契約により契約を締結する場合は、地方自治法第234条第2項における「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」という規定をはじめ契約に関する法令を遵守し、適正な事務執行に努める。</p> <p>特に、密接に関連し一体的発注が検討できる契約案件については、適宜、教育委員会事務局と相談・協議するとともに会計局等にも確認の上で業務を遂行し、再発防止に努める。</p> <p>令和4年2月に、職員に監査結果の情報共有を行ったうえ、会計事務に携わる事務職員及び教職員に対して「わかりやすい会計事務(令和3年8月会計局・発行)」を配布し、職員研修を実施した。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき契約内容、時期を一覧できる「進捗管理シート」を作成し、職員間での情報共有、会計知識の更なる習得、内部統制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>	
大和広陵高等学校	令和4年1月20日	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>令和2年度の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限を経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が1件(1名</p>	<p>奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、最新の生徒状況を確認し、複数の職員によりチェックする体制</p>	

		<p>分 調定額 49,500円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 49,995円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
香芝高等学校	令和4年 1月20日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する行政財産使用料について、令和2年度分の算定を誤ったため、徴収過大となっていた事例が2件(徴収過大額合計 275,313円)認められた。令和3年3月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>奈良県行政財産使用料条例に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、行政財産使用料の調定時に算出根拠を明確に説明できる資料を添付し、複数名で再計算して確認するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
青翔高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件(契約額合計 5,109,430円)認められた。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件）、②業務完了前であるが、支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が6件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち6件（契約額合計 4,627,480円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
青翔中学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 159,500円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行うとともに、複数職員による確認を行うなど、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
大淀高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 24,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>今後は関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行うとともに、複数職員による確認を行うなど、適正な事務の執行と再発防止に努めることとした。</p>

		<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>奈良東養護学校</p>	<p>令和4年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 6,795,558円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 6,036,470円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>道路運送車両法及び公用車の定期点検整備の実施の徹底についての総務部長通知に基づき、6か月ごと等の定期点検整備に努めるとともに、定例支出スケジュール管理表及び事務室共有でのスケジュール管理表に記載するなどチェック体制を強化する。</p>

		<p>を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	
二階堂養護学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 22,035,288円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件(契約額合計 21,894,400円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
警察本部			
奈良警察署	令和4年 1月20日	<p>要保護者の保管金に係る不適切な取扱いについて</p> <p>令和元年5月に保護された要保護者の保管金について、返還の際に現金90,000円が不足する事故が発生し、令和2年2月の議会の議決を経て93,904円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>奈良県警察要保護者保護取扱規程の定め違反する不適切な事務処理をしていたことから、要保護者の現金等の保管について同規程等に従い適切に処理することを徹</p>	<p>本部主管課において、「奈良県警察要保護者保護取扱規程」を全部改正し、被保護者の危険物、現金、貴重品等の取扱い及び保管の方法について見直しを行い、「奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令(令和元年6月奈良県警察本部訓令第19号)」を制定した。</p> <p>また、本部主管課から各警察署に対し、規程の適正な運</p>

		<p>底し、再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>用及び保護活動の適切な推進について指導教養を実施して再発防止を図ったほか、貴重品等の保管庫を配分・整備して保管管理の徹底を図った。</p> <p>今後、当署においては上記の規程及び指導教養等に基づき、保護活動業務の確実な取扱を徹底し同種事案の再発防止に努めるとともに、取扱担当者間の情報共有を更に密にして取扱に齟齬が生じないように連携して業務を進めるなど適正な保護活動の推進に努める。</p>	<p>幹部会議や毎月の定例研修において、交通事故防止についての指導教養等を実施し、同乗者による注意喚起の声掛けや、後退の際の同乗者による後方誘導を確実に行わせるよう指導するなど、防げる事故を確実に防げるよう徹底した。また、雨、凍結等の天候による道路状況の変化や、強風時のドア開閉等、注意点及び事故防止対策を具体的に示して事故抑止への注意喚起を行った。</p> <p>さらに、通常点検のほか、週1回輪番制で各課車両点検日を設けて点検を実施している。</p> <p>今後も、全職員に対して、あらゆる機会を通じて交通安全及び安全運転を推進する意識を更に高める指導教養を実施し、交通事故防止に努める。</p>
桜井警察署	令和4年 1月20日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側損害額0円、県側過失割合100%のもの3件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側損害額0円、県側過失割合100%のもの3件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、朝礼時において、後退時等の接触を防ぐために、交通課長による四輪車の運転席及び助手席からの死角確認などの実践的教養を行ったほ</p>

			<p>か、幹部会や月例研修時においても、署員に対して安全運転意識の徹底と同乗者による後退時等における誘導の励行を指示した。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。</p>
樫原警察署	令和4年 1月20日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計6件、県側損害額合計619,925円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>全ての公用車使用中の事故において、関係職員に対して発生状況を聴取して事故原因の検証を行い、定例研修時における交通事故防止等の指導を通して、安全運転に対する意識付けを図り、公用車使用中の事故に対する注意喚起を行うとともに、車両の適切な管理と安全運転の指導を行った。</p> <p>また、若手警察官を対象に定期的な二輪車及び四輪の運転実践訓練を実施し、運転技術及び意識の向上を図った。</p> <p>今後も、全職員に対してあらゆる機会を通じて、公用車事故がもたらす職務執行上や財政上の影響も含め、継続した交通事故防止対策の指導を実施し、交通事故の絶無に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
公立大学法人奈良県立医科大学 (病院マネジメント課)	令和4年 2月1日	<p>住居手当の誤認定について</p> <p>住居手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 20,000円)認められた。</p> <p>今後は、公立大学法人奈良県立医科大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>過支給分については、令和4年1月21日に返納済。</p> <p>今後、公立大学法人奈良県立医科大学職員給与規程に基づき、手当認定事務の適正な執行に努める。手法として、チェック欄を届出様式内に設けるなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
地方独立行政法人奈良県立病院機構(病院マネジメント課)	令和4年 1月17日	<p>一般消耗備品費の二重払について</p> <p>令和2年度の法人本部事務局における一般消耗備品費について、支出時の確認不足により、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 383,900円)認められた。</p> <p>今後は、支出事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>栄養管理用賄材料品の購入に係る不適切な事務について</p> <p>西和医療センターにおける令和2年度の栄養管理用賄材料品の購入について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規程の定め等による方法により契約を行うべきであるのに、令和2年度11月分の1品目(支出額 195,660円)は、定められた契約方法により契約を締結せずに購入していた。</p> <p>今後は、同会計規程及び同契約規程に基づき、契約の締結事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>経営改善の取組について</p> <p>法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策</p>	<p>再発防止策として支払前に行う支払データの最終チェックを徹底し、二重払を未然に防ぐ体制を構築した。</p> <p>引き続き適正な事務処理に努める。</p> <p>再発防止策として、材料等の購入にかかる振替伝票や入札案件、物品購入伺について経理係と栄養管理部との情報共有(決裁)を行うこととし、関係規程の周知とチェック体制を整備した。</p> <p>引き続き適正な事務処理に努める。</p> <p>令和3年度の経営状況の見込み(1月末現在)において、収益については、新型コロナ</p>

定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和2年度の決算では年度計画における計画額であった純損失19億8,500万円と比較し、34億1,697万円上回る当期純利益14億3,197万円を計上した。

令和2年度決算では、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の医業費用の増加に伴い増加したものの、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等収益の増加に伴い営業収益が増加したことで、営業利益は27億4,273万円となり、前年度と比べて37億7,844万円増加した。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、14億3,302万円の経常利益を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益14億3,197万円を計上したことにより、令和2年度末の累積欠損金は131億1,187万円となり、令和元年度末と比べ縮減したものの多額である。

新型コロナウイルス感染症の状況を見通すことは難しいが、今後も厳しい経営状況が続くことが予想され、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。(意見事項)

ウイルスによる影響、特にコロナ病床を確保したことによる一般病床の減少や受診控えの影響により、コロナ前と比較して入院、外来患者数が減少している。しかし、少なくなった一般病床で必要な患者を診療するため入院日数の調整を的確に実施したこと、高度な医療を必要とする患者の手術を優先するなどの調整を図ったことにより、診療単価は大幅に上昇した。機構全体で令和2年度(272億円)に比べて約15.5億円の増収、予算(273億円)と比較して約13.9億円の増収となる見込みである。

一方、費用については、抗がん剤などの高額薬剤を使用する化学療法の実施に伴う薬品費の増加、新型コロナウイルスへ対応するために要した診療材料費の増加、医師・看護師数の増加や働き方改革に伴う宿日直を超過勤務手当として支給する勤務に切り替えたことによる給与費の増加により、医業費用は約366億円と、令和2年度(347億円)に比べて約19.6億円の増加、予算(362億円)と比較すると、約3.9億円の増加となる見込みである。

上記に対し、コロナ病床確保に対する支援など、新型コロナウイルス感染対策関連の補助金及び県からの運営費交付金約35億円を加えた令和3年度の経常収支は、14億円の黒字となる見込みである。これは予算(▲6.1億円)と比較すると約20億円の改善となる。

令和3年度の経常収支が14億円の黒字見込みとなっていることは、総合医療センター及び西和医療センターにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応し病床を確保するとともに、積極的に入院患者の受け入れを行うなど公立病院としての役割を果たす一

			<p>方で、救急患者の受け入れや、一般急性期の診療に対しても、多大な努力を行った結果であると認識している。</p> <p>今後の新型コロナウイルスによる診療への影響は現時点で見通しが立たない状況ではあるが、公立病院として必要とされる医療をしっかりと提供し、医薬品や医療機器などの調達方法の工夫や価格交渉の徹底等によるコスト削減を行い、第二期中期計画の最終年である令和5年度においても経常収支がプラスに転じるよう、引き続き取り組みを進めたい。</p>
<p>公立大学法人奈良県立大学（教育振興課）</p>	<p>令和3年 12月23日</p>	<p>ソフトウェアユーザーライセンス購入代金の誤払について</p> <p>令和2年度に科学研究費で購入したソフトウェアユーザーライセンスの代金について、債権者を誤って支出した事例（支出額 120,780円）が認められた。</p> <p>今後は、公立大学法人奈良県立大学会計規程等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底し、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて</p> <p>令和2年度の中期目標関連費補助金について、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更、補助金等中止し、又は廃止しようとする場合においては、中期目標関連費補助金変更等承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けべきとされているが、変更承認の手続を適時に行っていなかった事例が1件（交付額 101,192,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱等に基づき、変更申請が適切に行われるよう、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>公立大学法人奈良県立大学会計規程、公立大学法人奈良県立大学出納決算事務取扱要綱に基づき、支出及び出納事務のチェック体制を強化し適正な執行に努めるとともに、支出及び銀行振込データ作成時の各段階において、複数の担当者で確認を行い再発防止に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱に基づき、事実発生時には県と協議を行い、適時に変更承認申請を行い、適正な事務の執行に努める。</p>